

## 第3部 自然とのふれあいに関する取組事例

第2部で紹介した事例の中には「自然ふれあい体験を通じた人間の成長の事例」として環境教育が含まれる事例を紹介したが、第3部では特にこの観点に焦点をあてた自然とのふれあいに関する事例を【事例1】と【事例2】にまとめた。

## 【事例1】

# 「瀬野川子どもの水辺」の活動

## －「子どもの水辺」再発見プロジェクトによる活動

### 基礎情報

広島県安芸郡海田町において、2級河川瀬野川水系瀬野川（海田地先）での定点観測、保育所でのシジミ取り、蛍の餌(カワニナ拾い)保護活動等が行われている。

### 取組場所

広島県安芸郡海田町

### 実施体制

平成22年12月に関係者が一同に会する「瀬野川子どもの水辺協議会」を設立（広島県西部建設事務所管理課、海田町教育委員会、瀬野川を楽しむ会、海田町企画部企画課まちづくり推進室）。

小学校は生き物とのふれあいや治水・利水の学習、中学校は水草での浄化活動、高等学校は浄化定点観測やクリーン活動、広島大学生物生産学部はクリーン活動、小学校、保育所のサポート活動等を行っており、多様な主体が連携しながら「瀬野川子どもの水辺」を活用している。



### ● 「瀬野川子どもの水辺」における子どもの水辺サポートセンターの取組内容

広島大学教育学部大学院角屋研究室が「水辺体験活動で育成される資質・能力の評価に関する研究」を子どもの水辺サポートセンターと共同で取り組み、平成19年度から21年度の3か年間、学校の横を流れる2級河川瀬野川の「瀬野川子どもの水辺」をフィールドとし、広島県海田町立海田東小学校の4年生及び6年生を対象として、学校内での「安全講座」の実践事例と合わせ、「ガサガサ体験（水際の茂みをタモでガサガサと生物を収集）」、「川の流れ体験」、「Eボート体験」等を2日間かけて実践した。

#### 【ねらい】

- ・身近な瀬野川の豊かで多様な自然に気付き、関心をもってもらう。
- ・瀬野川における体験を通して、川や水辺での体験の楽しさと危険性について気付いてもらうとともに、安全に楽しく活動するための基本的な知識やスキルを体得し、川や水辺での事故を起こさないための予知・回避の感覚や対処方法を認識してもらう。
- ・「Eボート体験」を通して集団におけるチームワーク、仲間（他者）への配慮、自分の役割分担と責任ある行動などの態度を養う。

#### 【実施概要】

- ①安全講座 …川の基礎知識や、川で活動するうえでの身の守り方、川での遊び方や道具（ライフジャケットなど）の正しい使い方を学んだ。
- ②川の流れ体験 …川の流れを体験して、川の特徴や楽しさを実感した。また、川に内在する危険性についても学んだ。
- ③ガサガサ体験（生きもの調査） …生きもの調査を通じて、自然環境の大切さを理解するとともに、保全の必要性についての認識を深めた。
- ④川の中の清掃活動 …清掃活動を通じて、川を環境を維持・保全していくためにできることを考えた。
- ⑤Eボート体験 …川での活動の楽しみを通じて、仲間と協力して目的を達成することの大切さに気づいた。



川の流れ体験



ガサガサ体験（生きもの調査）



川の中の清掃活動



Eボート体験

### 【体験活動を行った子どもたちの変容】

- ・広島大学教育学部大学院角屋研究室と共同で行った上記「水辺体験活動で育成される資質・能力の評価に関する研究」における成果として、水辺体験活動は、子どもたちの「知的好奇心に関する感性」「美しさを感じる感性」「想像に関する感性」を高める効果があることが明らかになりました。（山田裕也「水辺体験活動で変容する感性の評価に関する研究（2009）」、森健志「水辺体験活動で育成される力の評価に関する研究（2007）」）

### 【支援された活動団体・地域の行った成果】

- ・上記体験活動の支援を受けた広島県海田町立海田東小学校は、1年生から6年生まで「総合的な学習の時間」と「社会」、「理科」、「生活」の各教科等に関連付け、学校全体で取り組む「身近な川や水辺を活用するカリキュラム」を作成することができた（カリキュラムの目標：「地域の自然をテーマにしたカリキュラムを組み、豊かな体験を通して論理を学ぶ」）。
- ・地域の水辺体験活動の機運が高まり、「瀬野川子どもの水辺協議会」の設立及び「瀬野川子どもの水辺」の登録。

### 「瀬野川子どもの水辺」の特徴

- ①自動車での利用はもちろんのこと、JR海田市駅から徒歩15分の距離にあり、ふれあいバスの利用も可能であり、交通の利便性に優れている。
- ②水質は良好で、広島県内の絶滅危惧種なども生息しており、稀有の生物多様性を誇っている。
- ③水深が浅く、遊歩道の整備により利用者の安全性に配慮しているほか、周辺にはトイレ2カ所、テラスなどの休憩施設や、公園を整備しており、快適性を確保している。

### 【上記「取組内容」をさらに詳しく知りたい方へ】

「水教育ガイドライン」  
（学校を離れた「川を活かした体験活動」の実践事例・学校全体で取り組む「川のカリキュラム」例）  
<<http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid162.html>>

## 【事例2】

# 球磨川における小中学生との環境学習 —河川環境の保全に繋がる子どもたちの河川での体験活動

## 取組概要

八代河川国道事務所では、球磨川流域の小中学生を対象に、川の水質を調べる「水生生物調査」と安全、安心に川遊びを行うための「水難事故防止訓練」を実施している。毎年、7月～9月に実施しており、調査を希望された小中学校と環境学習として取り組んでいる。

## 取組場所



### ■水生生物調査とは？

- ・川にすんでいる生き物を調べることで、その川のきれいさを調査するもの。
- ・川にすんでいる生きもの、特に川底にすんでいる生きものは、過去から調査時点までの長い時間の水質状況を反映したものであり、どのような生きものがすんでいるかを調べることで、その地点の水質の程度を知ることができる。
- ・川の中の水生生物の分布状況を調べる ことにより、参加者に身近な河川の水質状況、河川の水質改善の必要性、河川愛護の重要性を認識していただくことを目的としている。



水生生物調査実施状況

### ■水難事故防止訓練とは？

- ・川に内在する危険を学習し、安全な河川利用を学びます。
- ・河川利用に必要な基本的な服装、装備、実際に川に入っでの危険の回避方法等を学びます。



水難事故防止訓練実施状況

## 取組についてさらに詳しく知りたい方へ

○担当課・連絡先

国土交通省 八代河川国道事務所 河川環境課（電話：0965-32-4135）<http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/>

○パンフレット「くま川であそぼう」：入手先は、上記担当課・連絡先。

<検索キーワード>

球磨川、環境学習、水生生物調査、水難事故防止訓練、川流れ体験活動

## 実施体制

- ・小中学生は、川に入って水生生物を採取し、水質階級毎の分類分けを行い、地点の水質を調べる。
- ・国土交通省は、水生生物調査の指導、資機材の準備等を行っている。
- ・河川協力団体である次世代のためにがんばる会は水質調査の指導を行っている。
- ・平成26年、平成27年はR A C（川に学ぶ体験活動協議会）による、水難事故防止訓練の指導を行った。

## 取組概要

球磨川流域において、小中学校と連携し、川の水質等を調査するために水生生物調査を行っている。また、併せて川遊びを安全・安心で行うための水難事故防止訓練を行っている。

### 水生生物調査

- ・河川内の石に付着している水生生物を採取。
- ・採取した水生生物を水質階級毎に分類分けし、その地点の水質階級を調べる。



水生生物調査方法の説明



水生生物の採取



採取した水生生物の分類分け

### 水質調査

- ・川の水の水質として、PH及びCODをパックテストで調査。
- ・川の水の水質と川の水にジュース等を混入した場合の水質を比較し、水の汚れの違いを学習する。



水質調査方法の説明



パックテストによる水質調査



パックテストによる水質調査

### 水難事故防止訓練

- ・川遊びの装備品として、ライフジャケットの着用方法を学ぶ。
- ・川に入って、流れる姿勢を学ぶ。



ライフジャケットの着用方法の指導



川流れ姿勢の指導



スローロープ（救助ロープ）の指導

## 取組の成果

- ・小中学校との水生生物調査により、身近な川の水質を把握し、環境保全について学ぶことができた。
- ・水難事故防止訓練により安全な川遊びを学ぶことで、河川愛護の気運が高まる。

## 第4部 事例の中で行われた各事業の解説

第2部及び第3部には、行政により行われている事業による取組事例が含まれているが、これら事業について【施策1】～【施策9】で解説する。

なお、第2部の各事例における、地域住民、保全活動団体、自治体を中心とする取組事例では「活用した主な制度や仕組み」という欄を設けて、関連する取組を記載しているが、これらとあわせて参照することで、保全活動を実施する中で、活用できる制度や仕組みのリストとして参考となる。

## 【施策1】

# 特定外来生物防除事業

外来生物の防除を実施することで、我が国の生物多様性を保全する

### 担当課・連絡先

- 環境省自然環境局 野生生物課 外来生物対策室  
・電話：03-5521-8344  
・WEB：http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html
- 環境省各地方環境事務所 野生生物課  
・WEB：http://www.env.go.jp/region/

## 施策の概要

外来生物法

特定外来生物  
(110種類)

法に基づき指定される特定外来生物について、飼育、運搬、譲渡、輸入、放出等を規制。防除を実施する場合について、確認・認定の手続きについて規定。

特定外来生物の防除事業

- 特定外来生物の防除（捕獲など）の実施
- 特定外来生物により引き起こされる問題の啓発
- 地域における外来生物の防除の推進

環境省は、以下の視点で防除を実施

- ① 生物多様性保全上重要な地域における防除
- ② 国レベル、地域レベルで侵入初期の場合の防除
- ③ 外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等



ツマアカスズメバチ



オオクチバス



オオバナミズキンバイ

防除対象の特定外来生物を“生きたまま”運搬する場合でも、環境大臣の確認・認定を受ければ、防除事業の実施が可能

## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

○環境省HP「外来生物法」 <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

<検索キーワード>

外来生物法、特定外来生物、侵略的外来種

## 【施策2】

# 農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業)

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進するための施策です

### 担当課・連絡先

○農林水産省農村振興局農地資源課  
・電話：03-6744-2208

## 施策の概要

国営事業等によって形成された大規模農業地区、担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、または農業の高付加価値化等に取り組む地区を対象として、農地・農業水利施設の整備を実施します。

### ○農地整備

#### 【主な工種】

- ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備、営農環境整備 等

#### 【主な採択要件】

- ・受益面積:20ha以上(中山間地域は10ha以上(中山間地域型,畑地帯担い手育成型) )
- ・担い手への農地集積率50%以上等

補助率：1 / 2 等

事業実施主体：都道府県等

## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

### ○農林水産省HP「農地の整備」

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/index.html>

## 【施策3】

# 多面的機能支払交付金

地域共同で行う、農業・農村の有する多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

### 担当課・連絡先

○農林水産省農村振興局農地資源課  
・電話：03-6744-2447

## 施策の概要

### ○農地維持支払

#### 【対象者】

- ・農業者で構成する活動組織
- ・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

#### 【対象活動】

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動



農地法面の草刈



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

### ○資源向上支払

#### 【対象者】

- ・農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

#### 【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等
- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

○農林水産省HP「多面的機能支払交付金について」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)



## 【施策4】

# 保護増殖事業

希少種を守ることは、生命の歴史と、私達の暮らしを守ること

### 担当課・連絡先

- 環境省自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室  
・電話：03-5521-8353  
・WEB：http://www.env.go.jp/nature/kisho/index.html
- 環境省各地方環境事務所 野生生物課  
・WEB：http://www.env.go.jp/region/

## 施策の概要

種の保存法

国内希少野生動植物種  
(134種)

保護増殖事業 (49種)

国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進  
その生息地又は生育地の整備  
その他国内希少野生動植物種の保存

**環境省だけではなく、関係省庁も共同策定できる  
国以外でも、環境大臣の認定を受ければ事業が実施できる**



トキ



ツシマヤマネコ



ミヤコタナゴ

## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

○環境省HP「希少な野生生物の保全」 <http://www.env.go.jp/nature/kisho/index.html>

<検索キーワード>

種の保存法、国内希少野生動植物種、保護増殖事業

# 【施策5】 天然記念物の指定及びその保全のための 事業支援（調査・再生・環境整備等補助事業）

学術上貴重な淡水魚を含む動物を天然記念物に指定し、その保全を図るものです。

## 担当課・連絡先

○文化庁文化財部記念物課天然記念物部門  
・電話：03-6734-2876  
・WEB：http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/

## 施策の概要

### ○天然記念物の指定

文部科学大臣は、動物植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを、天然記念物に指定することができます（文化財保護法第2条、第109条）。天然記念物に指定されている淡水魚は、イタセンバラ(地域定めず)、アユモドキ(地域定めず)、中村川ネコギギ生息地(三重県)等計18件です（2016年3月現在）。

### 【天然記念物(動物)の指定基準】

①日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地 ②特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地 ③自然環境における特有の動物又は動物群集 ④日本に特有な畜用動物 ⑤家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地 ⑥特に貴重な動物の標本  
(1951年5月10日、文化財保護委員会告示第2号)

### ○天然記念物に係る行為規制

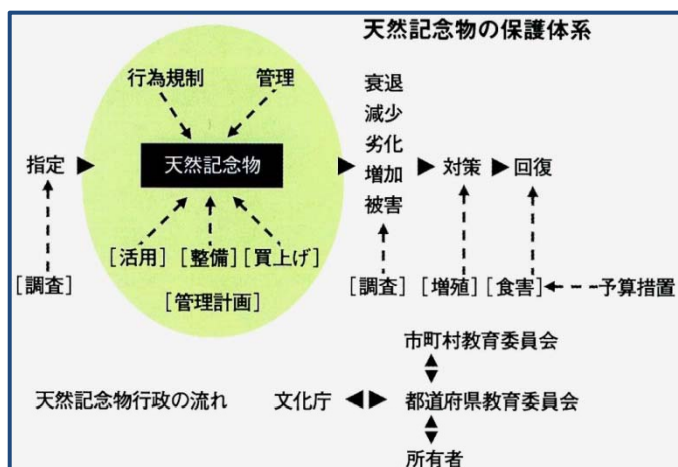
天然記念物に関しその現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければなりません(文化財保護法第125条)。天然記念物に指定された淡水魚の捕獲等は現状変更該当します。

### ○天然記念物の保全のための事業支援（補助事業）

天然記念物の保全は、その所有者や所在する地方公共団体、文化庁等が協力して行っています。文化庁は地方公共団体等が実施する事業の支援（補助事業）を行っています。

### 【天然記念物に係る補助事業】

- ①**天然記念物緊急調査**：減少原因・分布・生態・保存対策調査によって、天然記念物の実態を把握し保存対策に資するために行う調査事業に要する経費を支援します。
- ②**天然記念物再生**：給餌、増殖施設・保護収容施設の整備、生息環境の維持・復元等によって、保護及び再生に万全を期するために行う事業に要する経費を支援します。
- ③**歴史活き活き！史跡等総合活用整備**：環境整備、災害復旧、防犯設備、ガイダンス設備等により、生息環境の整備等を行う事業に要する経費を支援します。
- ④**保存活用計画等策定**：保存活用計画を策定する事業に要する経費に要する経費を支援します。
- ⑤**史跡等購入費国庫補助**：保存のための土地買い上げ等に要する経費を支援します。



### イタセンバラの再生事業及び環境整備事業：富山県氷見市



### アユモドキの緊急調査事業及び再生事業：岡山県岡山市



## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

- 文化庁ホームページ：天然記念物の一覧・説明など、天然記念物についての情報を掲載しています。史跡名勝天然記念物のうち天然記念物及び特別天然記念物について検索ください。 [http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.asp](http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp)
- 天然記念物国庫補助要項：文化財補助金関係要項のうち、天然記念物関係事業をご参照ください。 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html>

<検索キーワード> 文化財、天然記念物、動物

## 【施策6】

# 多自然川づくり

### 担当課・連絡先

○国土交通省水管理・国土保全局河川環境課（電話：03-5253-8447）

## 施策の概要

①「多自然川づくり」とは、

- ・ 河川全体の自然の営みを視野に入れる。
- ・ 地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮する。
- ・ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う。

②「適用範囲」は、

- ・ すべての川づくりの基本である。
- ・ すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理が対象。

③「実行にあたっての主なポイント」は、

- ・ 可能な限り自然の特性やメカニズムを活用する。
- ・ その川の川らしさを自然環境、景観、歴史・文化等の観点から把握する。
- ・ その川らしさができる限り保全・創出されるよう努め、事前・事後調査及び順応的管理を十分に実施する。

## <事例>

### ◆地域の暮らしに配慮し、多様な河川景観を創出した川づくり～糸貫川（中部・岐阜県）～

改修前はコンクリート護岸が目立ち、また、護岸によって水際と高水敷に連続性がない川になっていました。

それらを改善するために、護岸を土羽の緩傾斜に改修しました。その結果、河川景観は改善し、水際と河岸に連続性ができ、地域の人々が利用しやすい川となりました。



## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

○国土交通省HP「多自然川づくり」

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyo/tashizen/index.html>

<検索キーワード>

多自然川づくり、多自然川づくり基本指針、ポイントブックⅢ

## 【施策7】

# 自然再生事業

自然との共生を目指して

### 担当課・連絡先

○環境省自然環境局自然環境計画課

・電話：03-5521-8343

・環境省HP「自然の再生」

<http://www.env.go.jp/seisaku/list/nature-saisei.html>

## 施策の概要

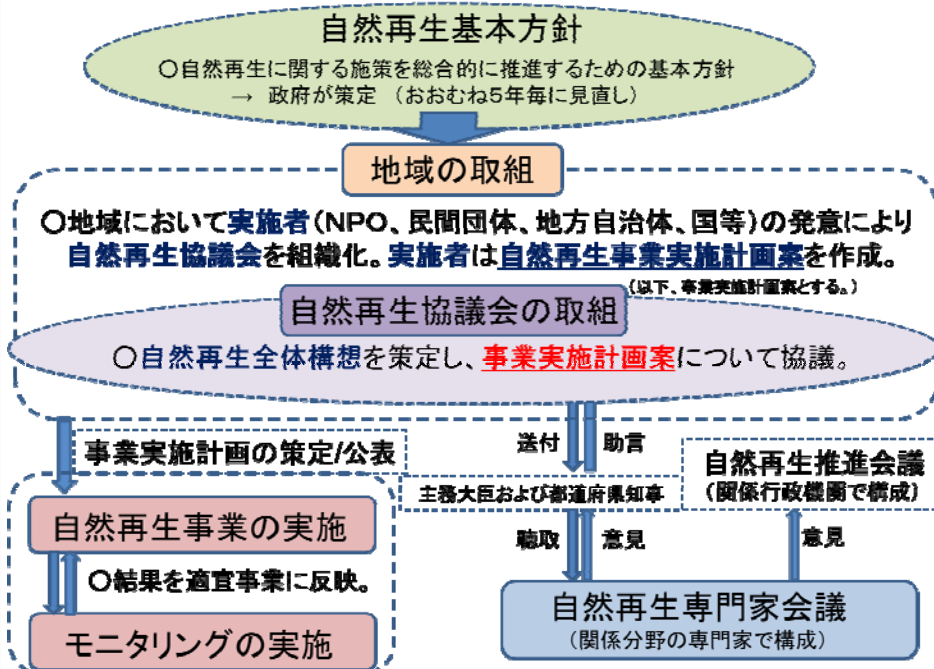
### 自然再生とは

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。

### 自然再生推進法（環境省、国土交通省、農林水産省所管）

自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ること等を目的とした法律。基本理念（①地域の多様な主体との連携、②科学的知見に基づいて実施、③順応的な管理により実施、④自然環境学習の推進）、国や地方公共団体、自然再生事業の実施者の責務、自然再生基本方針、自然再生協議会、自然再生事業実施計画等について定められている（平成14年公布、平成15年施行）。

### 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



### 実施状況

自然再生推進法に基づき設立された14の自然再生協議会が取組を行っている。

また、環境省、国土交通省、農林水産省、地方公共団体がそれぞれの事業で自然再生法を踏まえて取組を実施。



阿蘇の草原再生



竜串のサンゴ再生

## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

自然再生推進法のあらまし（平成27年3月改訂版パンフレット）<http://www.env.go.jp/nature/saisei/pamph-27/27.html>

全国の自然再生の取組み自然との共生を目指して（平成27年3月改訂版パンフレット）<http://www.env.go.jp/nature/saisei/pamph-27/273.html>

小さな自然再生活動事例集（平成27年3月作成パンフレット）[http://www.env.go.jp/nature/saisei/pamph-27/\\_273vol1.html](http://www.env.go.jp/nature/saisei/pamph-27/_273vol1.html)

<検索キーワード>

自然再生、自然再生推進法、自然再生ネットワーク

## 【施策8】

# 重要文化的景観の選定 及び文化的景観保護推進事業

昔ながらの生活・生業の風景  
を守ることは、身近な生き物  
も育む

### 担当課・連絡先

○文化庁文化財部記念物課文化的景観部門

・電話：03-6734-2876

・WEB：http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/

## 施策の概要

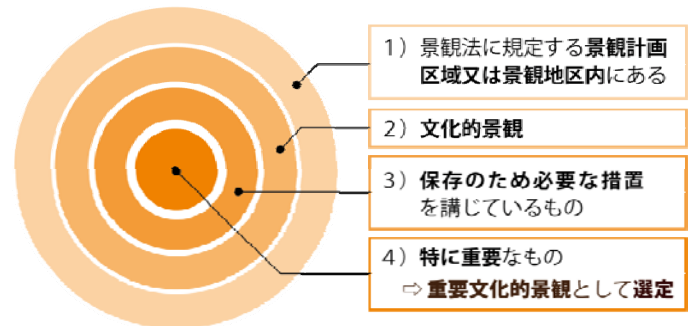
### ○文化的景観とは

文化的景観は、文化財保護法第2条第1項第5号に「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として定められている文化財の一類型です。

### ○重要文化的景観の選定

文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、次に該当するものを重要文化的景観として選定することができます。（文化財保護法第134条第1項）

- 1) 当該都道府県又は市町村が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある
- 2) 文化的景観であって、
- 3) 文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のために必要な措置を講じているもののうち
- 4) 特に重要なもの



重要文化的景観とその条件

### 文化的景観の保存のために必要な措置に関する基準

- ① 文化的景観保存計画を定めていること。
- ② 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のために必要な規制を定めていること。
- ③ 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所を把握していること。

### ○文化的景観保護推進事業

文化庁では、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について補助を行っています。取組を進める上では、地域住民をはじめ関係者と問題意識を共有し、課題解決の方策を検討・実施することが重要です。

国庫補助事業では、次のものを補助対象としています。

(1) **調査事業**：自然的特性、歴史的特性、生活・生業上の特性等の観点から、文化的景観の価値を明らかにします。

(2) **保存計画策定事業**：重要文化的景観選定申出に必要な文化的景観保存計画を策定し、保存・整備の方針、運営体制、重要な構成要素等を定めます。

(3) **整備事業**：重要文化的景観に選定されたものについて、整備計画の策定、案内板等の設置、重要な構成要素の修理・修景等を行います。

(4) **普及・啓発事業**：文化的景観の価値を広く共有するため、パンフレットの作成、地域住民が参加する勉強会・ワークショップ開催等を行います。



文化的景観保護の取組の流れ

### 地域住民の方々へ

ここに記載した事業主体は市町村が中心となりますが、文化的景観の保護は地域の方々の理解と協力なくしてはあり得ません。是非、勉強会やワークショップ等の機会に御参加ください。

## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

○文化庁ホームページ：重要文化的景観の一覧・地図、各重要文化的景観についての説明・写真、文化的景観の調査研究に係る報告など、文化的景観についての情報を掲載しています。http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/

○文化的景観保護推進事業国庫補助要項：

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/pdf/keikan\_hogo.pdf

○『文化的景観保護ハンドブック』：重要文化的景観の選定に取り組む際の手引書として刊行しています。文化庁文化財部記念物課文化的景観部門までお問い合わせください。

<検索キーワード>

文化的景観、文化財、生活・生業

## 【施策9】

# 「子どもの水辺」再発見プロジェクト事業

子どもたちの河川の利用の促進、地域における体験活動の充実

### 担当課・連絡先

- 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課  
・電話：03-5253-8111
- 子どもの水辺サポートセンター（公益財団法人河川財団内）  
・電話：03-5847-8307  
・WEB：http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid156.html

## 施策の概要

### 「子どもの水辺」再発見プロジェクト

平成10年の国の「川に学ぶ小委員会」の報告「川に学ぶ社会をめざして」を受け、河川環境学習に係る取り組みの展開を図るため、翌11年度より文部省・建設省・環境庁（当時）の3省が連携する「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」が進められています。

このプロジェクトは、「川に学ぶ」体験を推奨する観点から、各組織が連携して「子どもの水辺」の選定・登録及び必要に応じ整備を行うことにより、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図ろうとするものです。

### 「子どもの水辺」とは

各地域において、水辺を活用した体験学習や環境学習等の活動を行っている市民団体、行政、教育委員会、学校等が連携して「子どもの水辺協議会」を立ち上げ、下記のような観点から「子どもの水辺」として登録された水辺のことです。

1. 子どもたちの遊び、学び、体験活動の場としての利用に適した水辺である。
2. 安全教育の実施や川の構造上等から、子どもたちが安全に遊べる体制になっている。
3. 子どもたちの水辺での活動をサポートする団体等が存在し、利用促進の体制が整えられている。

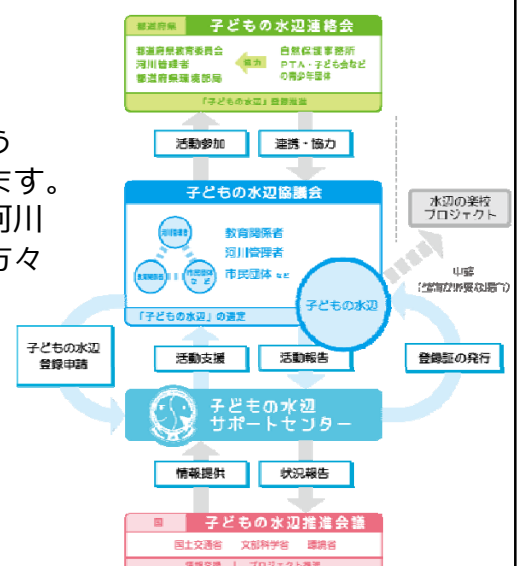
「子どもの水辺」に登録することにより、子どもたちが身近で遊ぶことのできる水辺が増え、また、行政と市民、学校等が一体となって環境学習・体験活動に取り組むことができます。

### 「子どもの水辺」の登録方法

1. 登録受付・相談は、子どもの水辺サポートセンターが担当しています。
2. 水辺を活用した活動を行っている方々やこれから行おうとする方々を集め、「子どもの水辺協議会」を設置します。
3. 「子どもの水辺協議会」は、教育関係者※（必須）、河川管理者（必須）に加え市町村、学校、市民団体などの方々の参加により構成することができます。
4. 事務局は協議会構成団体のうちいずれかの団体が担当してください。

※教育関係者：教育委員会、青少年教育施設、青少年教育団体、学校等の関係者

『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』推進体制



## 施策についてさらに詳しく知りたい方へ

- 国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/river/kankyoy/play/kawanimanabu.html
- 子どもの水辺サポートセンター（公益財団法人河川財団内）  
：http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid156.html

<検索キーワード>

川に学ぶ社会、子どもの水辺協議会、水辺の楽校、体験活動